

表示金額は特に断りがない限り税込みです。  
消費税計算上請求金額と異なる場合があります。

## —故障安心パックプレミアム会員規約—

### 第1条(本規約の適用)

1 株式会社ジャパネットたかた(以下「当社」といいます。)に対し故障安心パックプレミアム会員規約(以下「本規約」といいます。)に基づき当社の故障安心パックプレミアム(以下「本会」といいます。)の入会を申込まれた方で、当社が入会を認めた方を本会員とします。  
2 当社は本規約に基づき、本会員に対し本規約に定める会員特典(以下「特典」といいます。)を提供します。また、当社が本会員に対し特典を提供することを以下「本サービス」といいます。

### 第2条(本会入会条件)

本会への入会条件は、当社が指定する移動無線装置(以下「提供対象無線装置」といいます。)を使用する方であることとします。

### 第3条(特典の適用)

1 本会員は、提供対象無線装置を当社が指定するサービス取扱所に提示のうえ、所定の書類等に署名および捺印することにより、本サービスの利用ならびに特典の提供等を受けることができます。ただし、盗難・紛失等の事由により提供対象無線装置の提示が困難な場合は、この限りではありません。  
2 提供対象無線装置の機種またはご契約中の料金プランによっては、一部のサービスが利用できない場合があります。  
3 特典の申込み時点で本会員の資格を喪失している場合は、特典の提供等を受けることはできません。ただし、特典⑦デバイス補償に関する、本会員の資格を有する期間中に発生した事故に関する請求については、この限りではありません。  
4 本会員は、本サービスの特典を利用するために、以下の条件に従うことに同意するものとします。  
(1) 当社の指示に従うこと。サービス取扱所における特典の申込みに関する当社従業員、電話でのオペレーターの指示を含みますがこれらに限りません。  
(2) 当社からの情報提供の依頼に応じること。提供対象無線装置の製造番号(IMEI 番号)、機種名、インストールされているオペレーティングシステムおよびソフトウェアのバージョン、提供対象無線装置に接続あるいは取り付けられている周辺機器、表示されたすべてのエラーメッセージならびに提供対象無線装置に問題が起こる前に取った行動および問題を解決するために取った処置が含まれますがこれらに限りません。  
(3) 提供対象無線装置に保存されているデータおよびソフトウェアのバックアップをすること。

### 第4条(特典の提供対象)

当社が本サービスにおいて提供する特典の対象は、当社所定の方法により登録された提供対象無線装置に限るものとします。

### 第5条(本会への入会の申込み)

本会への入会の申込みは、本会への入会の申込みをする方(以下「申込者」といいます。)が対象機種の購入と同時に当社所定の手続きにより申込みものとします。

### 第6条(本会への入会の申込みの承諾と本会員の資格の取得)

1 当社は、本会への入会の申込みがあったときは、本規約により本サービスの提供ができない場合またはその申込みを承諾することが技術的に困難な場合を除き、本会への入会を承諾し、申込者は本会員の資格を取得します。  
2 当社は、申込者が、本サービス以外の当社との契約に関する債務の支払いを過去に怠り、または現に怠るおそれがあるときは、前項の規定にかかわらずその申込みを承諾しないことがあります。

### 第7条(退会手続)

1 本会員が本会の退会を希望する場合は、当社所定の手続きにより届け出るものとし、手続きが完了した時点で本会を退会し本会員の資格を喪失するものとします。  
2 本会員の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認し、以後本サービスが利用されないものと認めた場合、死亡の事実を確認した日の属する月の翌月末までの当社が選定する任意の日をもって本会員の資格を喪失するものとします。

### 第8条(当社が行う退会手続)

1 当社は、本会員が、本会の月額使用料その他の債務について、その支払期日を経過しても支払わないときは、当社は本会員に対しなんらの催告等を要せず、本会員を退会させることができるものとします。  
2 本会員が、次のいずれかに該当した場合、その他当社が不適格と認めた場合は、当社は本会員に対しなんらの催告等を要せず本会員を退会させることができるものとします。  
(1) 入会時に虚偽の申告をした場合  
(2) 本規約の規定に違反した場合  
(3) 月額使用料等当社に対する債務の履行を怠った場合  
(4) 特典の利用状況等が適当でないと判断された場合  
(5) 住所変更の届けを怠る等、本会員の責めに帰すべき事由により本会員の居所が不明となり、または当社が本会員への通知・連絡が客観的に不能と判断した場合  
3 本会員は、前各項に該当する場合には、その退会の日をもって本会員の資格を喪失するものとします。

表示金額は特に断りがない限り税込みです。  
消費税計算上請求金額と異なる場合があります。

#### 第9条(本サービス適用期間)

本サービスの適用期間は、本会への入会の申込みを受け当社がそれを承諾した日(以下「入会日」といいます。)から退会の日までとします。

#### 第10条(月額使用料)

本会の月額使用料は、提供対象無線装置1台ごとに月額880円とします。

#### 第11条(月額使用料の支払い)

- 1 本会員は、月額使用料を当社が指定する期日までに支払うものとします。
- 2 当社は、本会員が支払った月額使用料は理由の如何を問わず返還しないものとします。

#### 第12条(月額使用料の日割り)

月額使用料は、請求月に従って計算するものとし、請求月の途中で本会への入会・退会による本会員資格の喪失等があった場合は、次の日数に従い、日割り計算を行います。

- (1) 本会の入会日を含む請求月の請求は、本会の入会日から当該請求月締め日までの日数
- (2) 本会の退会日を含む請求月の請求は、当該請求月の起算日から退会日までの日数
- (3) 前各項にかかわらず、当該請求期間に本会の入会日および退会日が含まれる場合は、本会の入会日から退会日までの日数

#### 第13条(月額使用料の無料期間の適用)

当社は、当社の定める条件を満たす本会員に対して、月額使用料を一定期間無料とする場合があります。

#### 第14条(延滞利息)

本会員は、月額使用料その他の債務(延滞利息を除きます。)について、その支払期日を経過してもなお、支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

#### 第15条(特典の提供義務の免責)

当社は、次の場合には特典の提供義務を免れるものとします。

- (1) 本会員の故意または重過失によって生じた故障、盗難、紛失、水濡れ・全損等(以下総称して「故障等」といいます。)の場合
- (2) 戦争・動乱・暴動等によって生じた故障等の場合
- (3) 詐欺・横領等の犯罪によって生じた故障等の場合
- (4) 公共の機関による差押え、没収等によって生じた故障等の場合
- (5) 地震・噴火・火砕流・津波等の天災によって生じた故障等の場合
- (6) その原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかとなった故障等の場合
- (7) 本会員が月額使用料その他の債務の支払いを現に怠っている場合
- (8) 上記の(1)～(7)に定めるいずれかの事由の発生または設備等のメンテナンスが必要な場合により、当社において特典の提供が困難な場合
- (9) その他前各号に準じる事情があると当社が合理的に判断するとき

#### 第16条(本会員の情報)

1 当社は、当社のプライバシーポリシーに定めるほか、以下の各号に定める目的のために、本会員の移動無線装置の機種名、製造番号(IMEI番号)、修理実施日等の本会員の情報を取り扱います。

- (1) 当社が本サービスを提供するため
- (2) 本サービスの提供において確認が必要な事項について本会員へ通知を行うため

2 本会員の移動無線装置の製造元メーカーは、各製造元メーカー所定のプライバシーポリシーに従い、製造番号(IMEI番号)等の本会員の情報を取り扱う場合があります。また、各製造元メーカーは、前項各号の目的のために、本会員の移動無線装置の製造番号(IMEI番号)、各種手続きの処理状況等の本会員の情報を当社に通知します。なお、対象の製造元メーカーは <https://stn.mb.softbank.jp/z1m9e> にてご確認いただけます。

3 当社は、特典⑦デバイス補償に関する受付、支払い、問い合わせ対応等の利用目的のため、以下の本会員の個人情報を書面または電磁的方法により、三井住友海上火災保険株式会社およびその業務委託先に提供します。

提供する項目

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 生年月日
- (4) 電話番号
- (5) 本サービス加入日
- (6) 本サービス解除日
- (7) 使用端末の機種名

#### 第17条(本規約の変更)

当社は、本規約および特典の内容を、当社の公式サイト上の事前に掲載すること等により変更することがあります。この場合には、特典およ

表示金額は特に断りがない限り税込みです。  
消費税計算上請求金額と異なる場合があります。

びその他の提供条件は、変更後の本規約によります。

**第18条(合意管轄)**

本サービスにかかる契約に関連して生ずる一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## — 特典の内容および適用条件 —

### ①故障保証サービス(内容:故障等の場合の修理代金の割引等)

- (1) 提供対象無線装置は当社が指定するサービス取扱所にお持ち込みになるか、または当社指定の方法にて送付いただきます。
- (2) 提供対象無線装置に添付されている保証書の保証規定に定める無償修理の条件を満たした場合は無償修理となります。
- (3) 無償修理以外の修理は当社が修理代金を割引補填いたします。ただし、水濡れが原因で発生した提供対象無線装置の故障等については、故障保証サービスの対象外となり、別途水濡れ・全損保証サービスが適用されます。
- (4) 本会員の故意もしくは重過失による故障等の場合または当該提供対象無線装置が不当に修理・改造された形跡があると当社が認めた場合には故障保証サービスは適用されません。
- (5) 故障保証サービスは、当社が指定するサービス取扱所においてのみご利用いただけます。
- (6) 故障保証サービスの対象は提供対象無線装置の基板および筐体(アンテナを除く)のみです。
- (7) 提供対象無線装置の故障等が、破損保証サービスの対象であると当社が判断する場合には、当該提供対象無線装置について故障保証サービスは適用されず、破損保証サービスのみの適用となります。
- (8) 故障保証サービスによる修理代金の割引は、提供対象無線装置に添付されている保証書の保証規定に定められている有料修理対応可能期間内での適用となります。
- (9) 提供対象無線装置の修理対応可能期間が既に終了済みの場合には、当社が別途定める価格にて機種変更をご利用いただけます。在庫状況により、同一機種を選択できない場合、ご契約中の料金プランおよびオプションサービスの変更を伴う場合があります。

### ②盗難・紛失保証サービス(内容:トラブル時(盗難・紛失等)のお買い替え移動無線装置の購入価格の一部割引)

- (1) 当社が指定する移動無線装置に機種変更していただきます。※在庫状況により同一機種を選択できない場合があります。
- (2) サービス取扱所が提示する盗難・紛失保証サービス価格で機種変更することができます。
- (3) 新移動無線装置はその代金のお支払いと引換えにお渡します。
- (4) 「水濡れ・全損保証サービス」または「盗難・紛失保証サービス」を適用した日から起算して6ヵ月を経過する日までの期間は、「盗難・紛失保証サービス」の適用を受けることはできません。
- (5) 盗難・紛失保証サービスをご利用になる場合は、警察署への届出を証明する書類、もしくは当該事由を証明するその他の書類(以下総称して「証明書類」といいます。)を提出していただきます。証明書類をご提出いただけない場合、盗難・紛失保証サービスの適用を受けることはできません。
- (6) 「盗難・紛失保証サービス」または「水濡れ・全損保証サービス」に基づき移動無線装置への交換を行った場合交換前の移動無線装置(サービス取扱所に回収したものも含みます)を用いた通信サービスの利用を制限させていただきます。
- (7) 「盗難・紛失保証サービス」を利用する場合、ご契約中の料金プランおよびオプションサービスの変更を伴う場合があります。
- (8) 「盗難・紛失保証サービス」を利用する場合、交換後の新移動無線装置についても本会へ入会いただきます。本会の入会受付が終了している場合は、本会または本会に代わる指定のサービスへ入会いただきます。

### ③内蔵型バッテリー交換修理割引サービス

- (1) 当社は、本会員が以下の条件のいずれにも該当する場合は、当該提供対象無線装置の内蔵型バッテリー交換修理価格から当社が指定する代金を割引します。
  - ① 同一機種の提供対象無線装置を1年以上ご利用の場合
  - ② 本会に1年以上継続加入の場合
  - ③ 提供対象無線装置が電池パックを付属品として提供されない機種で、かつ内蔵電池にて動作する機種の場合
- (2) 内蔵型バッテリー交換修理割引サービスによる代金の割引は、提供対象無線装置に添付されている保証書の保証規定に定められている有料修理対応可能期間内での適用となります。

### ④破損保証サービス(内容:外装破損の場合の外装交換(リニューアル)代金の一部割引)

- (1) 提供対象無線装置は当社が指定するサービス取扱所にお持ち込みになるか、または当社指定の方法にて送付いただきます。
- (2) 当社が定める移動無線装置毎の破損修理(リニューアル)代金を、90%割引いたします。
- (3) 本会員の故意による破損等の場合または当該提供対象無線装置が不当に修理・改造された形跡があると当社が認めた場合には、破損保証サービスは適用されません。
- (4) 破損保証サービスは、当社が指定するサービス取扱所においてのみご利用いただけます。
- (5) 破損保証サービスの対象は提供対象無線装置の筐体(アンテナを除く)のみです。
- (6) 破損保証サービスによる修理代金の割引は、提供対象無線装置に添付されている保証書の保証規定に定められている有料修理対応可能期間内での適用となります。
- (7) 提供対象無線装置の修理対応可能期間が既に終了済みの場合には、当社が別途定める価格にて機種変更をご利用いただけます。在庫状況により、同一機種を選択できない場合、また、ご契約中の料金プランおよびオプションサービスの変更を伴う場合があります。

### ⑤水濡れ・全損保証サービス(内容:水濡れ・全損修理代金もしくは、お買い替え代金の一部割引)

- (1) 提供対象無線装置は当社が指定するサービス取扱所にお持ち込みいただきます。
- (2) お持ちいただいた提供対象無線装置を当社が点検し、「水濡れ・全損」と判定した場合は、本会員は当社指定の水濡れ・全損保証サービス価格での修理、または当社が指定する移動無線装置の当社指定価格での購入のいずれかを選択することができます。  
※判定には、日数を要する場合があります。  
※修理用部品の在庫状況等により、機種によっては「水濡れまたは全損による修理」または「修理受付」を中断もしくは終了させていただく場合があります。

表示金額は特に断りがない限り税込みです。  
消費税計算上請求金額と異なる場合があります。

※購入の場合、在庫状況により同一機種を選択できない場合があります。

- (3) 「水濡れ・全損保証サービス」または「盗難・紛失保証サービス」を適用した日から起算して6ヵ月を経過する日までの期間は、「水濡れ・全損保証サービス」の適用を受けることはできません。
- (4) 本サービスをご利用になる場合、本会員は水濡れ・全損した提供対象無線装置を当社が指定するサービス取扱所にて提示して水濡れ・全損等の確認を受けるものとします。また、当社が提供対象無線装置の引き渡しを求めた場合、本会員はこれに応じるものとします。
- (5) 本会員の故意もしくは重過失による故障等の場合、または当該提供対象無線装置が不当に修理・改造された形跡があると当社が認めた場合には、本サービスは適用されません。
- (6) 本サービス適用の前提となる「水濡れ・全損」の判定は当社が行うものとします。なお、水濡れ・全損保証サービスの対象外と当社が判断した場合は、お預かりした移動無線装置を未修理状態のまま返却する場合があります。
- (7) 水濡れまたは全損による修理の対象部分には、外装を含まないものとします。したがって、水濡れまたは全損による修理の際に外装（それに付随する回路等も含む）の修理が必要な場合は、その費用は別途有料となります。ただし、破損保証サービスが同時に適用されます。
- (8) 水濡れ・全損保証サービス価格での修理は、提供対象無線装置に添付されている保証書の保証規定に定められている有料修理対応可能期間内での適用となります。
- (9) 「盗難・紛失保証サービス」または「水濡れ・全損保証サービス」に基づき移動無線装置の交換を行った場合、旧移動無線装置（サービス取扱所にて回収したものも含みます）を用いたワイモバイル通信サービスの利用を制限させていただきます。
- (10) 当社が指定する移動無線装置の当社指定の価格での購入を選択する場合、ご契約中の料金プランおよびオプションサービスの変更を伴う場合があります。
- (11) 当社が指定する移動無線装置の当社指定の価格での購入を選択する場合、新移動無線装置についても本会へ入会いただきます。本会の入会受付が終了している場合は、本会または本会に代わる指定のサービスへ入会いただきます。

#### ⑥故障交換サービス（内容：故障等の場合に指定代金のお支払いで移動無線装置と交換）

- (1) 故障交換サービス（以下「本特典」といいます。）は、当社が指定する交換代金を支払うことで、以下に定義する「故障」をした対象機種（以下「故障機」といいます。）を当社が指定する移動無線装置（以下「交換機」といいます。）に交換するものです。
- (2) 上記の「故障」とは、故障機の状態が、以下に該当する状態と定義します。
  - ・自然故障（取扱説明書、添付ラベル等の注意書にしたがった正常なご使用状態のもとで、発生した故障）  
または故意もしくは重過失によらない全損もしくは一部の破損（火災による焼失、その他偶発の事故、水濡れにより発生した全損または一部の破損）
  - ・取扱説明書に記載された機能や動作が正常に働かない状態であること。
  - ・当社指定の診断ツールに従っても改善しない状態であること。
- (3) (2)の定めにかかわらず、以下に該当する場合は本特典に申込みできません。
  - ・第9条に定める本サービス適用期間外に発生した故障であるとき。
  - ・故障の原因が、故障機の消耗（内蔵型バッテリーの劣化は除く）、変質、変色等による損害であるとき。
  - ・故障の原因が、傷、汚れ、塗装の剥離等の外見上の損害で、故障機の機能に影響が生じていないものであるとき。
  - ・故障の原因が、故障機の誤使用により生じたものであるとき。
  - ・故障の原因が、コンピューターウイルスによる障害に起因するものであるとき。
  - ・故障の原因が、地震、噴火、津波、河川の氾濫および流出による洪水により発生したものであるとき。
  - ・故障の原因が、戦争、暴動またはテロにより発生したものであるとき。
  - ・故障の原因が、差押え等の国または地方公共団体による公権力の行使により発生したものであるとき。
  - ・故障の原因が、核燃料物質、放射能汚染により発生したものであるとき。
  - ・故障が、本会員もしくは本会員より正当な権限を与えられた故障機の使用者の故意または重過失により発生したものであるとき。
  - ・故障機が加工、改造、解析（ソフトウェアの改造、解析（ルート化等を含む））、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルを含む。）されたもの、または当社が指定する正規の修理拠点以外で修理されたものであるとき。
  - ・本特典申込み時に故障機の国際移動体装置識別番号（端末識別番号：IMEI）を当社が判別できない状態であるとき。
  - ・本特典申込み時に本会員の資格を喪失している状態であるとき。
  - ・本サービスを含む当社との契約に基づく利用料金などの支払い債務に滞納があるとき
  - ・故障交換（配送）において、本サービスの加入日の属する月から4ヵ月目の末日が未経過のとき
- (4) 本特典は、以下2つの特典の総称です。

	申込み方法	交換機／故障機 受渡し方法	交換代金 支払い方法
故障交換サービス（配送）	My Y!mobile および当社指定のサービス取扱所にて申込み	配送にて受渡し	第11条に従い当社へ支払い

- (5) 本特典は、契約者ご本人が申込みを行うものとします。ただし、契約者が未成年である場合は、その法定代理人が申込みを行うことができるものとします。また、当社指定のサービス取扱所にて申込みの場合は、当社所定の委任状その他当社が認める方法により、代理人が申込みを行うことができるものとします。本特典の申込みにあたっては、当社所定の本人確認書類の提示を必要とします。
- (6) 本特典の対象機種、交換代金は、当社ウェブサイト等にてご確認ください。
- (7) 原則、同一機種（シリーズ・容量・カラー）の交換機とします。在庫不足などにより同一機種への交換が困難な場合は、別途当社が指定する機種といたします。その場合、ご契約中の料金プランおよびオプションサービスの変更または解除を伴う場合があり、これにより契約変更事務手数料や解約金等の発生、または契約期間の変更となる場合があります。
- (8) 交換機は、未使用または短期間使用された携帯電話機、ならびに故障修理・外装交換などのリフレッシュを行い新品同様の状態に初期化した電話機です。付属品その他の製品は含まれないものとします。

表示金額は特に断りがない限り税込みです。  
消費税計算上請求金額と異なる場合があります。

- (9) 交換機は、外装に小傷が付いている場合があります。
- (10) 故障機を当社にお渡しする際に、故障機内に記録された一切のデータ(提供対象無線装置の出荷時点で記録されていたもの等、本会員において消去できないデータを除きます。)を事前に全て消去してください。故障機にデータが保存されていた場合であっても、当該データに起因する損害について当社は一切の責任を負いません。また、故障機内に記録されていたデータの交換機への移行および交換機であんしんフィルターをご利用中の場合の交換機での再初期設定は、本会員自身の責任で実施するものとします。
- (11) 本特典における故障機の所有権は、故障交換サービス(配送)の場合は本会員が交換機を受け取られた時点で当社に移転したものとします。以降、故障機は返却いたしません。
- (12) 故障機に付属品等が添付されていた場合、本特典を適用した時点で所有権その他一切の権利を放棄されたものとみなします。当該付属品等を当社が適当と判断する方法により廃棄、処分等することができるものとし、本会員はこれにより異議を唱えないものとします。
- (13) 故障機の割賦代金が残っている場合は、引き続きお支払いいただきます。
- (14) 故障交換サービス(配送)において交換機が Android 端末の場合、交換機の無償修理期間は故障機の無償保証期間の残期間を引き継ぎます。その他の場合(故障交換サービス(配送)において交換機が iPhone 端末の場合、)は引き継ぎません。

	iPhone	Android
故障交換サービス(配送)	交換機のアクティベート日から1年	当初の端末(故障機)の購入日から1年

- (15) 交換機の利用期間は、故障機の利用期間を引き継ぎます。
- (16) 本特典は、メンテナンス等のため受付業務を一時中止する場合があります。
- (17) 充電器などの付属品、USIM カードの故障は対象外です。
- (18) USIM カードを紛失または破損し、再発行が必要な場合は、別途当社が定める USIM 再発行手数料をお支払いいただきます。
- (19) 本特典ご利用により、「Apple Care+」を含む Apple 社が提供する修理サービスがご利用になれない場合があります。
- (20) 盗難・紛失の場合は本特典をご利用いただけません。
- (21) 交換機お受け取り後の本会員都合によるキャンセル・返金は一切応じられません。
- (22) 故障機はリフレッシュ(工場出荷状態に戻す)などした上で、本特典の交換機として利用する場合があります。
- (23) 本特典をご利用後、機種変更の有無にかかわらず、6ヵ月間は再度本特典をご利用頂くことはできません。
- (24) 法人回線で契約の本会員は、契約内容により故障交換サービス(店頭)を受付できない場合があります。故障交換サービス(配送)は法人回線で契約の本会員はご利用いただけません。
- (25) 以下は、故障交換サービス(配送)のご注意点です。
- ・故障機で SIM ロックの解除を行っていた場合、交換機で再度解除お手続きが必要です。
  - ・故障機(iPhone)をご返送いただく際には、必ずアクティベーションロック(iPhoneを探す)を解除してください。
  - ・離島など一部地域への配送や配送状況、天候不良などで配送が遅延する場合があります。
  - ・交換機に初期不良がある場合には、受領後 14 日以内に当社お問合せ窓口へ申し出ください。当該交換機を当社に返送いただいたのち、代替品お届け手続きについてご案内いたします。
  - ・交換代金および USIM 再発行手数料のお支払いは、原則交換機をお届けした月の電気通信サービス料金等と合わせてご請求いたします。なお、配送業者からの配送完了連絡を当社が受領したタイミングによっては、ご請求月が前後する場合がございます。
  - ・交換機に USIM が同梱されている場合は、同梱冊子の手順に従い 6 日以内に USIM 切替手続きを行ってください。お手続きいただけない場合は当社にて切替手続きを実施いたします。
  - ・故障機は、交換機と共に届く故障機返送用封筒を使用し、受領後 14 日以内に必ずご返送をお願いいたします。故障機をご返送いただけない場合には、交換機種に応じた違約金をお支払いいただきます。違約金は当社ウェブサイト等にてご確認ください。
  - ・故障機のご返送が確認できるまでは、機種変更、MNP 等、当社の他のお手続きがご利用いただけません。
  - ・故障機のご返送が確認できない場合、故障機に対し、端末ロック等により、利用制限を行うことがあります。利用制限に関連し、本会員または第三者に損害が発生したとしても、当社は責任を負いません。
  - ・交換機のお届け先は、ご登録の契約住所または請求先住所のいずれかとなります。契約住所・請求先住所以外への配送をご希望の場合は当社指定のサービス取扱所またはカスタマーセンターへお問い合わせください。
  - ・本会員が、ネットワーク利用制限がかかっている提供対象無線装置で本特典の申込みを行った場合、当社は当該申込みを取り消す場合があります。

## ⑦デバイス補償

引受保険会社である三井住友海上火災保険株式会社が別途定める「デバイス補償の手引き」(以下「手引き」といいます。)に基づいて提供するものとします。補償対象となる方、補償の対象期間、補償内容、支払限度額、事故時の請求方法、保険金の請求期限、その他詳細は手引きに定めるとおりとします。

附則

(実施期日)

令和 8 年 4 月 7 日制定